

韓国出土の木簡について

李成市

はじめに

韓国において初めて木簡が発見されたと報じられたのは、一九七五年四月二〇日のことである。そのひと月前からはじめられていた新羅時代の王都（慶州）の宮苑池・雁鴨池の発掘調査（韓国文化財研究所慶州古跡発掘調査団）によるものであり、この調査を通じて合計五一点の木簡が採集された。^① これ以後、現在（一九九七年）まで韓国国内で確認されている木簡は、約一二〇点である。その数は、いまだに決して多くはないが、出土地は新羅や百濟の王都にはじまり、近年は地方の山城へと広がりをみせており、八〇年代後半からは毎年のように木簡の出土が確認されている。

本稿では、これまで出土している韓国の木簡の概要とともに、昨年度（一九九六年）の木簡学会研究集会における報告を契機に寄せられた諸先学のご教示をふまえ、韓国出土木簡の性格について可能な限り網羅的に記すことにしたい。

最初に木簡が発見された雁鴨池は、新羅の王都であった慶州のほぼ中心に位置している（慶州市仁旺洞・図1）。このすぐ西南に隣接する三日月状のマウンドは月城と呼ばれ、五世紀末から新羅滅亡（九三五年）まで王宮があつたと推定されている。^② 図2に掲げた雁鴨池とその付近の平面図にみられるように、今日では、この辺りには護岸工事を施した池と宮殿をもつ一大施設があつたことが明らかにされている。

池内部の調査は、一九七五年三月二十四日から翌年三月二十五日までなされたが、後述するように、木簡は池の周辺建物群の第四建物址から第五建物址に至る護岸石築下の泥土層から集中的に出土し、合わせて五一点の多様な形態をした木簡が確認された。

この雁鴨池からは木簡のほかに、銘の入った瓦壇や鏡、墨書き土器

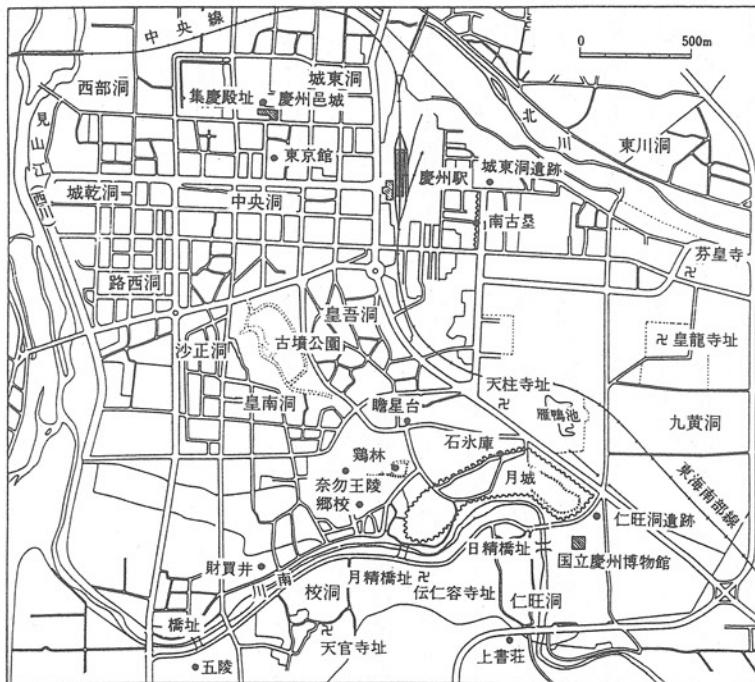


図1 慶州中心部の王京関係遺跡図
(『韓国の古代遺跡 1 新羅篇』より)

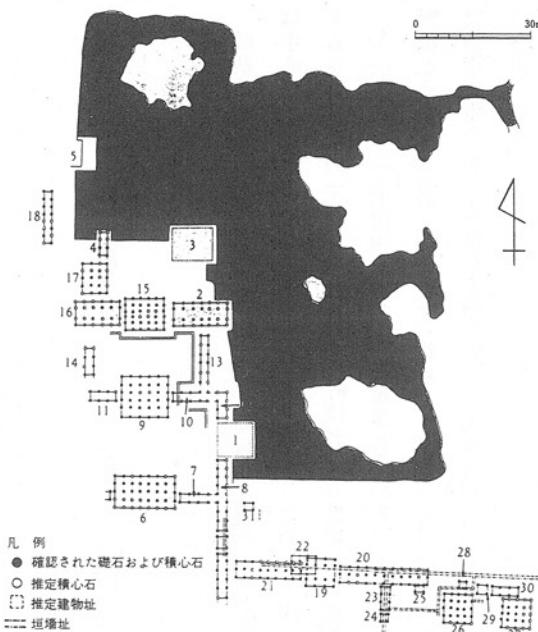


図2 雁鴨池周辺の建物址配置図
(『雁鴨池』テウォン社、ソウル、1989年より)

などが多数出土しており、これらの文字史料によつて、雁鴨池付近に東宮の営まれていたことが動かしがたいものとなつた。

② 扶餘官北里蓮池出土木簡

雁鴨池での木簡発見から八年後の一九八三年に、扶余の官北里で二点の木簡が忠南大学校博物館の発掘調査で発見された⁽⁴⁾ (図3)。

周知のように、百濟の都は、まず現在のソウルの漢城から、公州の熊津城へ、そして扶餘の泗沘城へと、二度にわたり都を移していく。その百濟最後の都・泗沘城は、白馬江と羅城で囲まれており、その北端に扶蘇山城があつて、南麓の官北里（推定百濟王宮地域）遺跡の二次にわたる調査が実施され、遺跡内の蓮池址から二点の木簡が発見された。蓮池は、王宮内の施設と推定されており、木簡は蓮池の底部から出土した。

二点の木簡は、共にほぼ長さ二〇cm、幅四cmであり、そのうち一点の一面にのみ、三行にわたる墨痕が確認されている。実測図には木簡の右端の一行が記されていないが、ここに確かに文字の痕跡が認められる。しかし現在では、それらの釈読はきわめて困難である。また、この木簡は報告書の実測図には記されてはいないものの、厚さ四mm程の側面には等間隔に目盛りのようなものが認められる。

もう一点の木簡には、墨痕は全く確認されていないが、実測図にみられるように、上端部両側面にV字形の切り込みが入つており、この点は前者の木簡と異なる。これら二点の木簡の性格は全く明ら

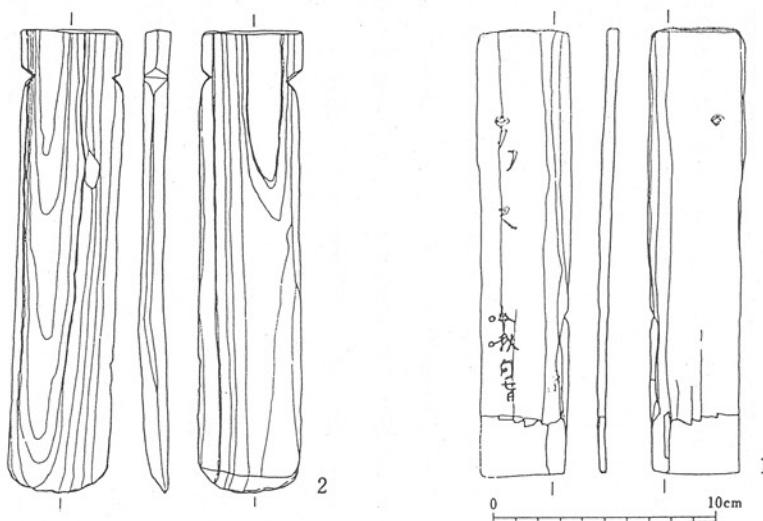


図3 扶余官北里蓮池 出土の木簡実測図
 (『扶余官北里百濟遺蹟発掘報告 I』
 忠南大学校博物館・忠清南道庁、大田、1985年より)

かにできないが、新羅の王都に次いで百濟の王都からも木簡が出土したことにより、これ以後、木簡の発見に期待がよせられるようになった。

③慶州月城垓字出土木簡

百濟の推定王宮址で木簡が出土した翌年には、新羅の王宮所在地と推定される慶州・月城付近から木簡一点が発見された。出土地は、月城西北の門址から鶴林・瞻星台への通路を出た東側（タ480地域N20トレンチ）であり、木簡は、現地表から一九〇cm下の泥土層より出土した。ここは月城にめぐらされた周濠（垓字）であり、一九八四年九月二五日から翌年二月二八日まで試掘調査がなされた。⁽⁵⁾

出土した木簡には、下端部両側面にV字形の切り込みが入つてお

り（縦一四・八cm、幅二・六cm）、五文字の墨痕がはつきりと認められる。報告書によれば、それは、

□字老作乙

と訓読されている。⁽⁶⁾ 文字数も少なく、きわめて難解なこの木簡について、具体的な解釈はいまだに試みられていない。

④慶州月城垓字出土木簡

月城西北付近一帯は、これまでも官衙街があつたのではないかと推定されてきた。はたして、これまでの発掘調査の結果、整然とした建物群の遺構が発見され注目されていた。

こうしたなかで、一九八五年九月五日から本格的なされた月城

垓字タ地域での調査の結果（調査は現在も継続中であるが、木簡の出土は一九八九年度までの調査による）、木簡を含めた木製品が泥土層から約三〇点出土した。これらの木簡は、同時に出土した遺物から、七世紀前半頃のものと推定されている。⁽⁷⁾

それらの中には「第八巷」と書き起された木簡があり、新羅都城制と関連する可能性が示唆されている。⁽⁸⁾ 約三〇点の木簡については、未発表であるが、『月城垓字発掘報告書II』での収録が予定されている。

⑤二聖山城貯水池出土木簡

ソウル西方にある二聖山城（京畿道河南市春宮洞）は、かねてより多くの論者によつて百濟建国に関わる地域、ないし重要拠点（王宮）と目されてきた。そうした推測を裏づけるべく、一九八六年八月一三日より漢陽大学博物館によつて発掘調査がなされた（一二月一四日）。

ところが、予想に反してこれまでの四次にわたる発掘調査でも百濟の遺物は出土せず、一九九〇年四月一三日から七月一五日まで実施された第三次調査には、城内の東南の谷部にある貯水池から新羅時代のものと推定される一二点の木簡が出土した。これによつて、二聖山城は新羅によつて築造された山城であることが明らかになつた。⁽⁹⁾

木簡が出土した城内の貯水池は、二度にわたつて築造されたもの

であつて、まず、城内に流れる渓谷を橢円形に掘り、その下側に城壁でせき止めた池（一次貯水池、横五四m、縦三〇m、深さ四・二m）が作られ、この一次貯水池が埋まつた後に、堆積層を掘り、改めてその内側に長方形に石築したのが二次貯水池（横二七m、縦一六m、深さ二・一・五m）であると推定されている。

出土した木簡は、一次貯水池から一点、二次貯水池から一一点の合わせて一二点であり、その形態は直方体、円柱状のものや、上下両端にV字形の切り込みが入つたもの、上端部に切り込みの入つたものなど多様である。そのなかで墨書の痕跡があるものは四点であつて、そのうちの一点（一次貯水池出土）は、二〇字以上の釈読が可能である。後に詳述するように、この時点では前例のない、まとまつた内容を示す木簡として注目された。

⑥二聖山城二次貯水池出土木簡

これらの二点の墨書については赤外線撮影が試みられており、「鳥」「邑」らしき文字が認められるが、報告書においては具体的な釈文は示されていない。

⑦咸安城山山城出土木簡

昌原文化財研究所では、慶尚南道咸安郡加耶邑広井里にある城山山城（周囲約一・四km）の調査を一九九一年から一九九四年まで四次にわたつて行つたが、第二次調査（一九九二年四月一六日～七月二二日）において、推定東門址付近の泥土層より異形木製品を含めて約二〇点の木簡、木製品を確認した。

詳細な調査報告書は未刊であるが、略報によれば、木簡が確認された付近には、排水路も確認されており、東門址内部には大きな池が形成されていたと推定されている。⁽¹¹⁾ 木簡が出土した泥土層は、表土から約三m程度下のところにあり、そこからは、銘文木簡、棍棒形木製品、三日月型木製品など、様々な形の木製品が出土している。その他に多くの土器片が部分的に出土しており、印花紋が刻まれた薄い土器片、偏瓶、高杯蓋などが出土しているという。また、木製品の製造過程で破棄されたとみられる木片が多量にみられることから、この付近に木材を調整する作業場があつたと推定されている。

切り込みの入つた木簡については、その形態や大きさなど、第三次発掘調査で出土したものに類似している。九点のうち墨書があるのは二点のみであり、いずれも下端部にV字形の切り込みがある。

いざれにしても、出土した木簡についての詳細は今後の調査報告にまたなければならないが、加耶地域からも木簡が出土した点や、山城から多くの木簡が確認されたことは、二聖山城木簡とも関わつ

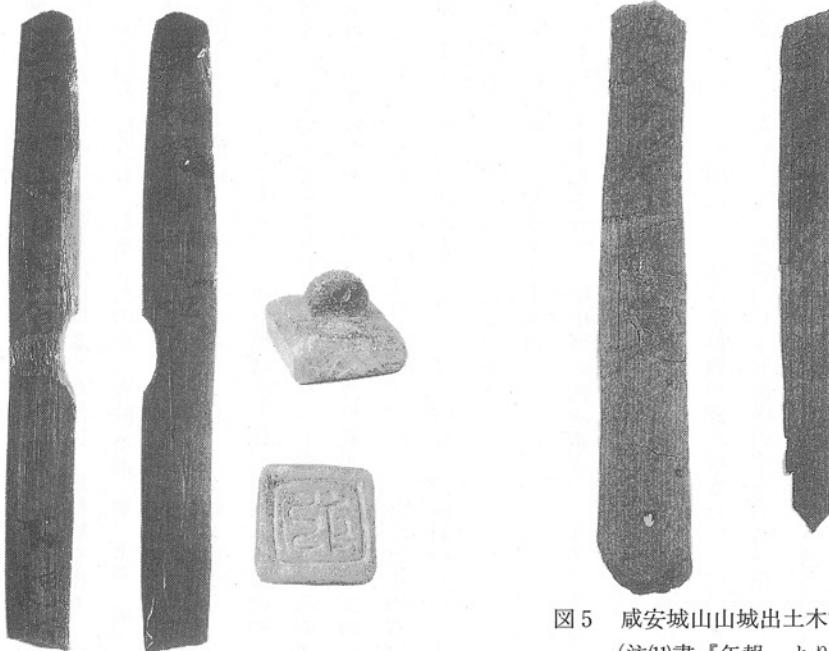


図4 慶州皇南洞出土木簡、滑石製印章（注¹²書より）

図5 咸安城山山城出土木簡
(注¹¹書『年報』より)

て、古代朝鮮の山城の性格や機能を検討する上でも重要な意味をもつものとして注目される。

⑧慶州皇南洞三七六遺跡出土木簡

東国大学校慶州キャンパス博物館では、慶州市皇南洞三七六番地における居住者の新築申請にともなう発掘調査を行い（一九九四年三月二八日～五月二八日）、これによつてガラスや銅の工房址と推定される遺構とともに一点の木簡を確認した。一点は下部を欠失しており（縦一七・五cm、幅二cm、厚さ〇・六cm）、もう一点は、三分した状態で出土した。書体は隸書体であり、これまで韓国において出土した木簡の中でも最も抜きんでていると評されている。

遺跡は二・五mの厚い堆積層が四つの層位からなり、木簡が出土した第二層は八世紀前半と推定されている。調査報告書は未刊であるが、そのうち一点は、一九九七年一月に釜山市立博物館福泉分館で開催された「特別展 遺物に刻まれた古代の文字」に、滑石製の印章とともに展示された¹²。閲覧を通してえた筆者の証文を示せば次の通りである。

・五月廿六日椋食□内之下椋有□
・仲椋食有廿二石

当該地は月城の西方にあつて、皇南洞古墳群の南、財買井（推定金庚信宅）の北に位置しており、出土したガラス（二点）、銅（八点）をとかした坩堝、石錘（五点）、砥石、鉄釜などの遺物から、ここ

はガラス、銅工房址ではなかつたかと推測されている。しかも、木簡には「下椋」「仲椋」といった倉庫と関連する字句⁽¹³⁾がみられるところから、工房址は国家または官に所属した施設で、ここで製作されたガラス、銅製品は、新羅の官庁や国家に供給された可能性が示唆されている。⁽¹⁴⁾

木簡が八世紀前半のものであるとすれば、統一期新羅の財政と収藏施設に関する貴重な一次史料となることはまちがいない。関係史料がほとんどなく、不明な点があまりにも多いが、雁鴨池出土の土製硯（外底）に墨書された「椋司」とともに、新羅の出納官司と保管官司の関係など、今後の検討課題となるであろう。

⑨扶余宮南池出土木簡

扶余文化財研究所では、一九九五年五月三日から六月二四日まで五〇日間、忠清南道扶余郡扶余邑宮南里にある泗沘時代の百濟の宮苑遺跡を発掘し、トレンチ調査（一部遺構確認調査）の結果、百濟時代の水路および木造施設物とともに木簡を確認した。出土した木簡は、長さ三五cm、幅四・五cm、厚さ一cm程度で、上端から五cmのところに〇・四cmの穿孔が施されている。その遺構と木簡の概要は、発掘担当者によつてすでに公にされている。⁽¹⁵⁾それによつて木簡の記文を示せば、次の通りである。

・西口後巷已達已斯口 依活率^{前後口}
歸人中口四 下口二 邁羅城法利源水田五形

・西口中口夷[?]

現在のところ木簡の時期を限定する手がかりは、いたつて乏しいが、この木簡によつて、『隋書』百濟伝に記された王京内の行政区の名称（「西部後巷」「中部」）をはじめ、人名（「已達已斯」）、百濟における社会的存在様態を示す用語（「歸人」「中口」「下口」）、地方の城名（「邁羅城」）などが確認されることとなつた。今後に引き続いき予定されている宮南池の全面的な発掘調査とともに、この木簡の内容に関する本格的な検討が期待される。

以上、現在までに確認されている韓国の木簡は、七ヶ所・九件から出土した約一二〇点ということになる。

出土した地域からみると、新羅の王都であつた慶州で三ヶ所・四ヶ所、そして百濟の王都であつた扶餘で二ヶ所・二件であり、さらに新羅が地方に築いた山城から一ヶ所二件、加耶地方の山城から一ヶ所・一件、各々木簡の出土が確認されたことになる。木簡の出土地は、古代朝鮮における主要な政治拠点を網羅しているといつてよいであろう。

本稿では、すでに基礎的研究が進められ一定の成果を挙げている雁鴨池出土の木簡と、二聖山城出土木簡を中心に取り上げることにして、これらの新羅木簡の性格と歴史的意義についてやや詳しく述べることにしたい。

二 雁鴨池木簡

1 雁鴨池発掘調査の概要

既述のようすに雁鴨池は、新羅時代の王宮推定地・月城の東北に隣接したところに位置している。『三国史記』新羅本紀・文武王一四年（六七四）一月条には、

宮内に池を穿つて山を造り、花・草を種え、珍禽・奇獸を養う。とあり、ここに記された「池」こそ雁鴨池であつて、統一新羅時代の宮苑池にほかならないと推定されてきた。

はたして一九七五年以来の発掘調査とその後の研究によつて、こうちた点が考古学資料によつて裏づけられることになった。さらに、現在の雁鴨池付近には、当時「月池宮」と呼ばれる太子の居所である東宮が営まれ、苑池とともに池に面した「臨海殿」をはじめとする建物群の造営されていたことが明らかにされた。^{〔16〕}

こうした事実が解明される過程で、雁鴨池なる呼称が後世（李朝以降）になつて名づけられたものであつて、新羅時代には、元来「月池」と称されていたことが指摘されている。^{〔17〕}

また一年余りを費やした発掘調査によつて、多数の遺物が沼地のようすに放置されていた雁鴨池から検出された。遺物は、完形のものだけでも一万五千点余りといわれ、瓦壇類のほかに土器や青銅器の

容器類、多種多様の木材類、仏像類、金銅製装飾具類、鉄器類、動物骨などがある。統一新羅時代のものを中心としたこれらの多様な遺物に混ざつて、五一点の木簡が出土した。

2 雁鴨池出土木簡

この雁鴨池出土の木簡については、発見当初より調査に携わり木簡関係の報告を担当された李基東氏の優れた研究があり、すでに日本にも紹介されている。^{〔18〕} そこには、出土した木簡の概要や三一点の木簡の釈文が示されており、あわせてそれらの木簡のおおよその性格が明らかにされている。今これに基づきながら、その要点をまとめるところになる。

まず木簡の出土地は、二・三點を除くと、雁鴨池西北の臨海殿址・第四建物址から第五建物址に跨る付近であつて、ここには二重に護岸石築がめぐらせてあり、この石築の下の泥土層から木簡がまとまって発見された。

出土した木簡の形状は、長短、広狭多様であるが、しかし、おおよそ九cmから二三cmの間のものが大半を占めている。最大のものは、長さ三七・五cm、幅四・五cmというものもある。

完形の木簡の場合は、大部分、上端部の両側にV字形の切り込みが入つてゐる。五一点の木簡のうち、完形に近いのは四〇点であり、この四〇点のほとんどは、木簡の表裏両面に墨書きが認められた。厚みのある二点の木簡には、両面だけでなく、三面にわたつて墨書き

れているものがあり、さらに、六面に墨書きされている円柱状のものもある。

3 木簡の使用年代と内容

雁鴨池木簡の中で一字でも判読できるものは三〇余点あり、その書体はおおよそ隸書で、時に草書もみられる。

この中で、年号あるいは干支が記されている木簡は、六点が確認されている。すなはち、それらは「天宝十載」（七五一年）「宝應四年」（七六五年）「庚子年」「甲辰年」「乙巳年」「甲寅年」となっている。言うまでもなく「天宝」と「宝應」は唐の年号である。干支のみを記している四点を含めて、これらは景德王一〇年（七五二）から惠恭王九年（七七四）の二三年間に収まるものと推定されている。

このように、一九七九年の調査に際して出土した木簡がある特定の時代に集中している背景は、おおよそ次のように考えられている。すなわち景德王一九年（七六〇）に、雁鴨池（月池）の重修・拡張工事があつて、これらの木簡もまた、この頃に用いられたものとみられ、その廃棄の場所と時期は、まさにこの工事に関わっていたのではないかと推定されている。それゆえ、ほとんどの木簡は、こうした雁鴨池の改修工事に関わる一括資料と推測されている。

これらの木簡の内容については、一〇字以上判読されるものは一、二点にとどまっており、雁鴨池木簡の内容を探るのは容易ではない。年月日が記されていたとしても、官司名としては、内廷官司群の中

の一つである「洗宅」が二点三ヶ所に記されているだけである。

洗宅については、「三国史記」職官志に列挙された一一五の内廷官司群の中の二ヶ所にみられる。これらのうち、一つは国王に、一つは太子（東宮）に直属するものであつて、この官司は、秘書・文筆を担当した機関と推定されている。この点については後に言及したい。

また、新羅には一七等の官位があつたが、その一二番目の官位である「韓舍」が唯一、当時の身分標識として木簡から確認された。この「韓舍」と記された木簡には、木簡の両面に何度も同じ筆跡で書かれており、習書木簡とみられる。ここには官位のほかに、人面らしきいたずら書きもみられる。

人名と推定されているものは「思林」があり、このような人名らしきものは一点にとどまっている。

以上のような理由をもつて、雁鴨池木簡は全体としては、それほど重要な公文書的なものはなく、「洗宅」など、国王や東宮に属する官司におけるメモ的なものとみなされてきた。

4 雁鴨池木簡の歴史的意義

雁鴨池木簡の歴史的意義として特筆されるのは、前述したように、国王や東宮に属し、侍従および秘書・文筆担当機関である「洗宅」関係の木簡が東宮の嘗まれた苑池遺址から出土したことであろう。この木簡が出土する以前においては、洗宅なる官司が注目されたこ

とは全くなく、洗宅がいかなる官司であるのか、その役割や機能が検討されたこともなかった。雁鴨池出土木簡に記されていたことで、初めて着目されることとなつたのである。

『三国史記』職官志をはじめ関係史料によれば、洗宅は呼称に変遷があり、七五九年から七七六年までの一七年の間、中事省と改称されている。さらに七七六年からは洗宅と改められ、再び新羅の末期（八五五年以後八七二年までのある時期）に中事省に変更されている。このように、洗宅から中事省へと同一の官司が名称を改めていることが、この官司の性格を推測する上で手がかりとなつた。

というのも、新羅の後に興つた高麗王朝の官僚機構から類推するところ、「中事」なる官司は、中国・唐の中書省、つまり皇帝の詔勅を起草する官司に相当するとみられるからであり、洗宅木簡を検討した李基東氏は、この点に着目して、新羅において洗宅にそのような役割と機能のあつたことを明らかにした。⁽²⁰⁾これによつて初めて、洗宅は国王や東宮に侍従し、秘書・文筆を担当する機関であつたことが判明し、さらに雁鴨池木簡出土の歴史的意義を理解するための前提となつた。

先に雁鴨池木簡の年代比定について述べたが、それらを勘案すると、洗宅木簡は、中事省から再び洗宅という名称に戻された七七六年直後のものということになる。したがつて雁鴨池木簡全体もこの時代の前後にまたがることになろう。このことはまた、新羅の政治

史からみるとき、軽視できない重要な意味をもつことになる。

日本では七五〇年代に、藤原仲麻呂が実権を掌握すると、百官の名称を唐風に改めたが、新羅でも全く同様に、この時期に全国の郡県名や全ての官司や官職の名称を唐風に改めている。これは仲麻呂の政策と全く軌を一にしているのであって、当時、新羅では景德王が権力を集中して、諸改革を断行した時代であつた。

翻つてみると、この時代は、渤海、新羅、日本の三国の間で緊張がたかまり、そのような時代背景の中で、ある特定の人物が権力を集中させて唐風の官制改革を断行したとみられる。つまり、雁鴨池出土の木簡は、新羅王権が最も強力であつた時代の最後の繁榮期であり、かつ大規模な政治改革が断行された景德王代（七四二～七五六）から惠恭王代に属するものなのである。新羅では、九世紀後半に、再び王権側が権力を集中し体制を立て直そうとする動きがあるが、この新羅の末期に権力を集中し、改革を行う際に、近侍機構が中心となつて推進したことが明らかにされており、この事例によつても、景德王代の諸改革は、洗宅のような近侍機構を中心になされた可能性がきわめて大きい。

要するに、雁鴨池出土の木簡は、景德王代の政治を推進した主導勢力が洗宅のような側近勢力にあつたことにあるため注目させる契機となつたのである。それは、文献史料の零細な新羅史研究に新たな視点を提供するという画期的な役割を果たした点に大きな意義

が認められる。

5

雁鴨池木簡と新羅の内廷

ところで、雁鴨池発掘調査の過程で、「太子」という銘の入った木製品や、「龍王辛審」あるいは「辛審龍王」という銘の入った土器片が数十点も出土していたことがかなり後になつて公表された。⁽²²⁾また、「東宮衛鎰」「合零闇鎰」といった銘を刻んだ鉄製の鍵や、「椋司」といった墨書をもつ硯も出土している。木簡とは別に、文字の記された遺物が少なからず出土していたのである。これらは、

雁鴨池が東宮の所在地であることを明確に裏づける遺物として注目に値する。

ちなみに、「龍王辛審」や「辛審龍王」銘の土器については、「太子」銘の木製品や「東宮衛鎰」銘をもつ鍵の出土を考慮すると、これらの土器が具体的に東宮管下の「龍王典」に関わる遺物であったことになる。

従来、新羅の内廷官制については、百以上の官司群の個々の名称と若干の官職構成を知りうるだけであつて、それらが一体いかなる機能と性格をもつた官司群であるのかを明らかにできず、研究上の隘路となつていた。しかし、前述のような銘文の入った遺物とともに、雁鴨池木簡の中には、そのほかにも『三国史記』職官志に伝えられる内廷（内省・東宮）管下の官司と関連づけられそうなものが何点か見いだせる。たとえば、

□坪捧才百廿一品□（一一×三・六×一・二cm、文字は陰刻）

と記される木簡には、「百廿一」という数量の上に、けもの偏、あるいは、て偏のような文字が記されている。この「才」字は、正倉院で発見された新羅佐波理加盤附屬文書に、地方村落からの貢進物の名称として用いられている。⁽²³⁾おそらく畜産品に関わるものと推測されるが、これまで正倉院所蔵の新羅文書にだけみられた物品名が、新たに雁鴨池木簡からも検出されたことになる。

また別の木簡には、

南公□□上卅十三斗（一八・二×一・九×一・二cm）

とあり、⁽²⁴⁾末尾の「斗」字もまた、佐波理加盤附屬文書の中には、米や大豆の計量単位である「斗」の異体字として用いられている。

つまり、二つの木簡には、畜産品や穀物の物品名と数量が記されていたことになる。その場合、ここに記された物資の送り状、ないしは官司における出納記録などの可能性もでてくるであろうが、いずれにしても、これらの木簡が、内廷の財政（王室の財政）を掌る官司に関わっていたとみてよいであろう。また、このような木簡に関わったその具体的な官司としては、租典や廩典をあげることができるであろう。

さらに宮中の生活に欠かせない調度については、

郎席長十尺紬次代三件法次代七□□（以下欠損）

（一一八・五×二・五×〇・五cm）

とある木簡が注目される。この文の中には、鄉札ないし吏讀と呼ばれる新羅固有の漢字表記法が用いられているらしく、解釈は容易でない。しかし、不明ながらも、冒頭にある「郎席長十尺紬」については、『三国遺事』卷二・四十八景文大王条にある次のような文章が解釈の際に参考になる。

(景文) 王、諱は膺廉、年十八にして国仙(花郎)と為る。弱冠に至るや、憲安大王、郎を召し殿中に宴す。(中略)(憲安)王、其(郎)の言を聞きて其の賢なるを知り、覚えず涙を堕して謂て曰く、「朕に一女あり、請う以て巾櫛(妻)に奉ぜん」と。郎、席を避け之を拝して、稽首して退き、父母に告ぐ、(下略)。

すなわち、ここには殿中において、憲安王が花郎・膺廉(後の景文王)と対座したおりの所作が叙述されているのであるが、件の木簡に記された紬で織られたと推定される十尺の「郎席」とは、このように宮中で用いられたものにちがいない。

朝鮮の敷物は中国にも聞こえるほど上質であつたらしく、たとえば、高麗時代のこととして次のようなことが宋人によつて伝えられている。

高麗人、多く席を織る。龍鬚席・藤席あり。今、舶人販ぎ至る者、皆な席の草織、狭くして密緊、上なるは亦た、一小團花あり。(『説郛』所引『鶴林志』)

やや後世の史料ではあるが、木簡にみられる「郎席」の「席」とは、ここに記されているような上質の敷物であつたとみてよいのではないかと思われる。

木簡の冒頭に記されている「郎」については、前掲の『三国遺事』にみられるように、まずは花郎をさすと考えられよう。周知のように花郎とは、青年集団のリーダーであつて、十七、八歳の青年達が若者組を作り、かれらは日頃肉体を鍛錬し、また歌舞、詩文などの教養を磨き、一旦戦争が起ると青年戦士団として勇敢に戦つた。そのような集団の統率者である花郎は、眉目秀麗な王族であることが条件であつたが、当時の史料はしばしば花郎を「郎」とも記している。それゆえ、木簡の冒頭の「郎席」とは、花郎が宮殿にやつてきたときの敷物と考えられないこともない。ただ、雁鴨池木簡には、洗宅にみられるように国王や太子に近侍する関係者が記されており、郎についてはいま少し掘り下げてみる必要がありそうである。

それというのも、今日、文献史料には伝わらないものの、当時の新羅に翰林台なる機構の実在したことが『聖德大王神鐘』(七七年)の銘文によつて判明しており、当時、王命の作成を管掌していだと推定されている翰林台では、「郎・待詔・書生」といつた官職体系を備えていたことが明らかにされているからである。雁鴨池からは、この翰林台とほぼ同じ性格をもつた洗宅に関する木簡が伴出

していることからすれば、木簡冒頭の「郎」字は、翰林台の郎（学士）である可能性も捨てきれない。

いずれにしろ、冒頭に「郎席」と記された木簡がどこで用いられていたかといえば、内廷の官司群の中では、席典（奉座局）の他には考えがたい。

6 雁鴨池木簡の書式

すでに述べたように、これまで雁鴨池木簡には、本格的な公文書のようないわゆる「策事」が散見するからである。⁽²⁶⁾ 周知のように高句麗や新羅では詔や勅を用いずに、王の命令を「教」としていた。それに加えて、新羅では、王命が下されたことを記す際に、そのような詔に相当する「教」に「事」が付されている点に注目される。

確かに、雁鴨池出土の木簡は、多くは断片的で、文字数も少ないものばかりである。さらに、「策事」が文頭に記された木簡はそれ以下の文字もわずかに過ぎず、それらの文字が判読しがたいこともあって、全体の意味は全く不明である。しかし、文頭の「策事」の二字は、洗宅が起草して下した王の命、ないしは太子の命に関わる定型的な表記ではないかと思われてならない。というのも、近年発見の新羅時代の碑文によると、たとえば、

□□年□月中「に」王教事。

□□年□月中「に」王教事す。

（「丹陽・新羅赤城碑」推定五四五～五五一年。同碑文には、ほかに「別教事」「節教事」という字句が文頭にみられる。）

南山新城作節如法以作、後三年崩破者罪教事。

南山の新城を作りし節「とき」法の如く作り、後三年、崩破する者は罪せらるるを教事す。

（「南山新城碑」第一・二・三碑、五九一年）

そうすると、「策事」とは、古代中国において天子の命令を伝える命令書、またはその命令を指す「策」に、「教事」のことく「事」が付されたものと類推してみることも可能ではないだろうか。たしかに、まとまつた形式の公文書ではないとしても、国王や太子の命令に関わるものがあつても不思議はない。こうした視角から雁鴨池木簡を検討しなおすことも必要であろう。

関係史料がない現時点では、憶測の域をでるものではないが、新羅において中国の策書を意識した「策事」で始まる文書形式があつた可能性を示しておきたい。

これに関連して、そのほかにも定形的な文書形式を暗示するもの

として注目されるのは、かつて、

・立迷急得瞻高城□武

と釈文されていた木簡である。これは、報告書や図録の写真などからも次のようにいくつかの文字を読み直すことができそうである。

・□送急使牒高城壅走

みられるように、冒頭と末尾の二字は不明であるものの、少なくともそれ以外の七字については、急使によつて「牒」が高城に送られ

たと解釈できる。また、高城が『三国史記』地理志に所載の溟州高

城郡であれば、そこは渤海と国境を接する北辺に位置しているので、

「壅」とは、その付近に置かれた軍事施設とみなせるかもしない。

さらに留意すべきは、雁鴨池木簡の中には末尾に「走」字を記す

ものがもう一点実在することである。もし「走」字が「走」と読め

るとすれば、漢簡にみられる検と同様に、文書を運ぶ方法（運搬者

が走れ）を指定したとみてみることも可能である。とすると、これ

らの二点の木簡もまた検のごとく通送に関わる木簡であったことに

なる。²⁷⁾受信側（高城）でなく発信側（慶州）から出土した点を解明

しなければならないが、そのような可能性を検討してみる余地はあ

りそうである。

7 兵衛関係木簡

かつて李基東氏によつて報告された雁鴨池木簡には、「筆者未見」のため調査カードに依るとして、次のような釈文が掲げられている。

なる。

既述のごとく雁鴨池からは「東宮衛鑑」「合零闡鑑」といった銘を刻んだ鉄製の鍵が出土していた。「東宮衛鑑」とは、まさに「東

・□隅宮北門守迷□四當□□□□

二ヶ所に割注のような形式をもつこの木簡について、報告書の図版によれば、裏面にも同様の形式をそなえた墨書がみてとれる。慶州博物館において実見したところ、保存状態は良好であり、現在でも判読可能な文字がある。それらの釈文を示せば次のとおりである。

・□隅宮北門守安□閻宮門廷□

・大門□□開義門廷□

小邑友水

・東三門額田林漆部秦縣北府服□

日下部大伴

とあつて、東三門、北門などに出勤した兵衛の氏を記している。²⁸⁾前掲の雁鴨池木簡には、宮北門、閻宮門、大門、開義門など門の名がみられ、さらに、その下に小字で四字から六字で書かれている点でも、日本の兵衛関係木簡と共通しており、両者が同一の内容を記していることは恐らくまちがいないであろう。大過ないとすれば、これによつて雁鴨池木簡には、兵衛関係木簡が実在していたことに

「宮官衙のカギ」であり、これは『三国史記』新羅本紀・文武王一九年秋八月条に、

東宮を創造し、初めて内外諸門の額号を定む。

とある内外諸門に関わっていたであろうし、それはまた、雁鴨池の兵衛関係木簡に記された諸門と関係があるとみてよいであろう。

ところで、「鑑」字については、従来、「カギ」と対応する用法が中国に認められないことから、日本固有の用法と考えられてきた。³⁰⁾しかし、新羅にも同一の用法が確認されたいま、日本で用いられるに至った「鑑」字の由来については、もはや新羅との関連を無視しては語れることとなる。兵衛関係木簡の共通性にもみられるように、今後は新羅・日本両国間の文字や文書形式の相互関係にも留意する必要があろう。

これまでみてきたように、雁鴨池出土の木簡は、内廷関係諸官司で用いられた痕跡を随所にとどめており、それらが内廷の官司相互間で使用されたことはまちがいない。そして、これらは一定の目的をはたした後に不要になり、東宮関係官司が所在した雁鴨池付近に廃棄されたものと推測される。

以上のように、雁鴨池出土の木簡は、統一新羅時代における内廷研究をはじめ、政治史、社会史研究に新たな光を投げかけることになつたが、さらに中国や日本の木簡との関連を追究するうえでも軽

視できない。今後の多面的な検討が期待される所以である。

三 二聖山城出土木簡

1 二聖山城の調査と山城の性格

二聖山城は、ソウル市の中心部から東方へ約一七、八kmのところに位置している。ソウル市の東部地区には、風納里土城、夢村土城などがあり、これらの初期百濟の王宮ないし重要な拠点であったと推定されている地点から東へ約五kmほど離れて二聖山城がある。

漢江流域のこの付近には土城や山城が散在し、それらを地図上に置いてみると、二聖山城はその中でも要の位置を占めているようみえる（図6）。また二聖山城が所在する地域は「春宮」なる地名が伝わり、初期百濟の中心地と推定する論者もあつた。そこで、初期百濟の都城についての本格的な解明をめざして二聖山城の発掘調査が実施された。一九八六年八月以来、漢陽大学校博物館によつて四次にわたる発掘調査が行われ、一九九一年一月に調査が終了した。

二聖山城は、海拔二百mを少し越える包谷式の石築山城で、城の周囲は約千九百m、城内の面積は約十五万五千m²ほどある。また、二聖山城付近は、漢江がこの城を中心にして東から北へ、さらに西へとむかって半径五kmの半円を描くように蛇行しており、それゆえ、

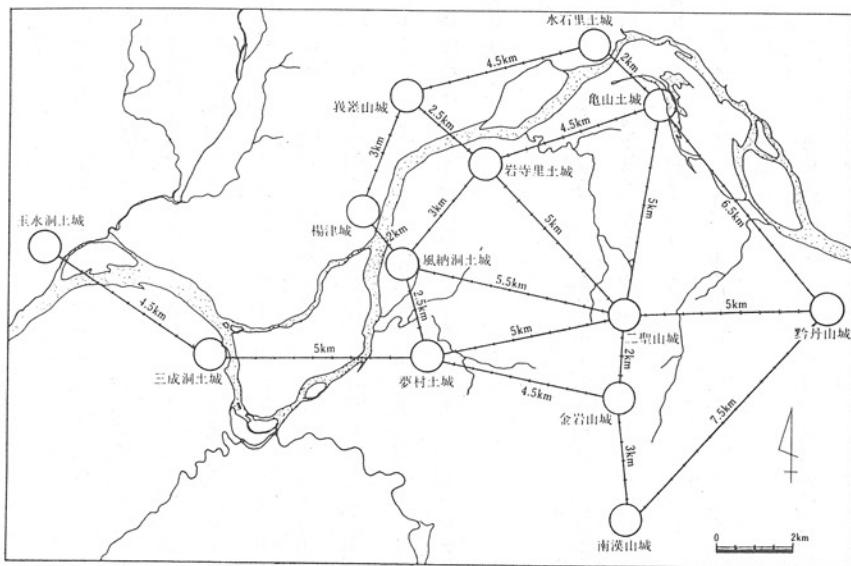


図6 二聖山城周辺の城郭配置図
(『二聖山城〈発掘調査中間報告書〉』より)

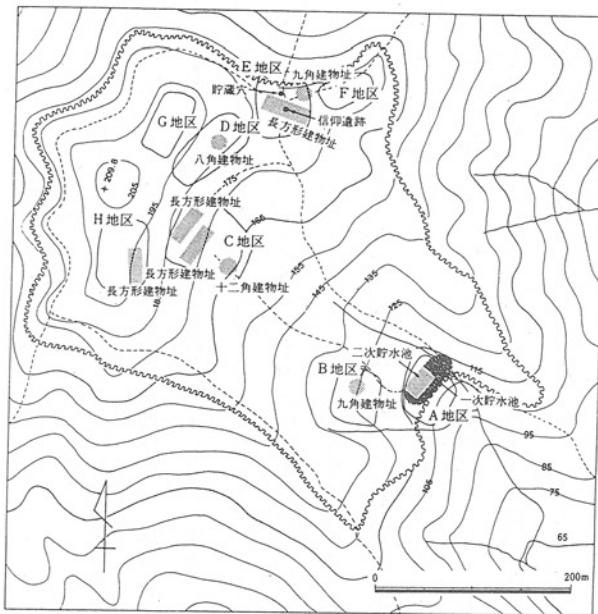


図7 二聖山城内発掘図
(『二聖山城〈三次発掘調査報告書〉』より)

二聖山城からは扇形に流れる漢江の周辺地域を一望にできる立地条件を備えている。

調査によつて明らかにされた建物をはじめとする遺構については、発掘の行われたA地区からH地区までの地点を示した地図（図7）が参考となる。これまでこれらの八地域の発掘調査によつて城内からは、門址、貯水池、建物址、信仰遺跡などが発掘された。そして蓋瓦、鉄器、土器、木器、動物の骨などたくさんの遺物が出土している^{〔31〕}。

なかでも特に注目されるのは、城内には、四つの長方形の建物址のほかに、八角（推定・社稷壇）、九角（推定・天壇）、一二角といつた多様な建物址を擁することであつて、二聖山城の性格については、これらの建物群の性格づけなどをめぐつて、今後の検討にまたなければならない点が少なくない。

2 貯水池と木簡

しかし、この山城の性格を明らかにする上でも重要なのが、城内の東南の谷部にある貯水池から出土した木簡である。二聖山城は、地形図にみられるように、西北が高くなつており、東南に向かつて傾斜している。そして、城内の谷部の最も低くなつているA地区に貯水池のあつたことが確認された。ここから第三、第四両次の調査によつて合計二点の木簡が発見された。

城内の貯水池は、すでに言及したとおり、二度にわたつて築造さ

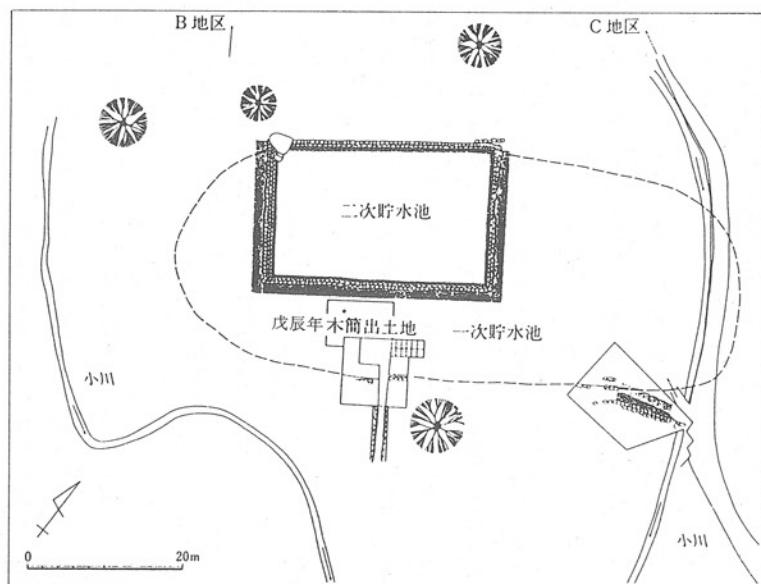


図8 二聖山城A地区平面図
（『二聖山城〈三次発掘調査報告書〉』より）

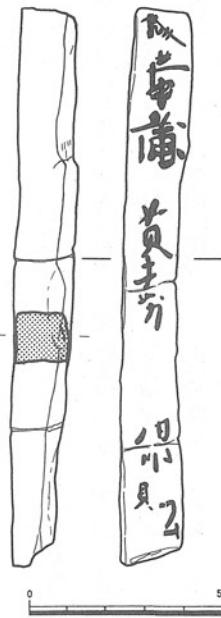


図9 二聖山城一次貯水池出土木簡実測図
(『二聖山城〈三次発掘調査報告書〉』より)

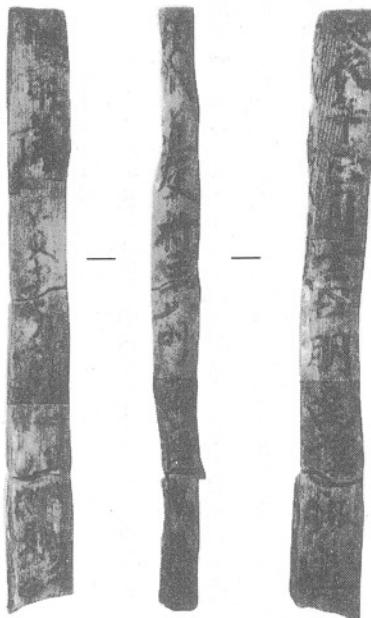


図10 二聖山城一次貯水池出土木簡

れていたことが明らかにされている。A地区を拡大した貯水池付近の平面図にみられるように、点線で橢円形に、四角い貯水池の周りを囲んでいるのが一次貯水池であって、城内に流れる渓谷を橢円形に掘り、その下側を城壁でせき止めたものであった。この貯水池の中心付近の発掘によつて、後に掲げる三〇余字を記した木簡一点が発見された。

一次貯水池から発見されたこの木簡は、長さ一五cm、幅一・三cm、厚さ〇・九cmの直方体に近い形態をしている。ただし、発見されたときには、すでに二ヶ所で折れていて三分されている状態であったという。

文字は図9・10に見られるように、楷書に近く、ところによつて一部草書のようになつておつり、それが三面にわたつて記されている。中国の木簡の類型からいえば、こうした形態の木簡は正確には、觚といつべきであろうが、本稿では便宜上、これを「戊辰年木簡」と呼ぶことにしたい。いま報告書の釈文に基づき、さらに実見した際のメモによつて私見を加えた釈文を示せば次のとおりである。

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14

・ 戊辰年正月十二日明南漢城道使 (以下欠)

・ 須城道使村主前南漢城城火 (以下欠)

・ □□漢黃去 □□□□ (以下欠)

一方、二次貯水池からは第三次調査で一点、第四次調査で九点、

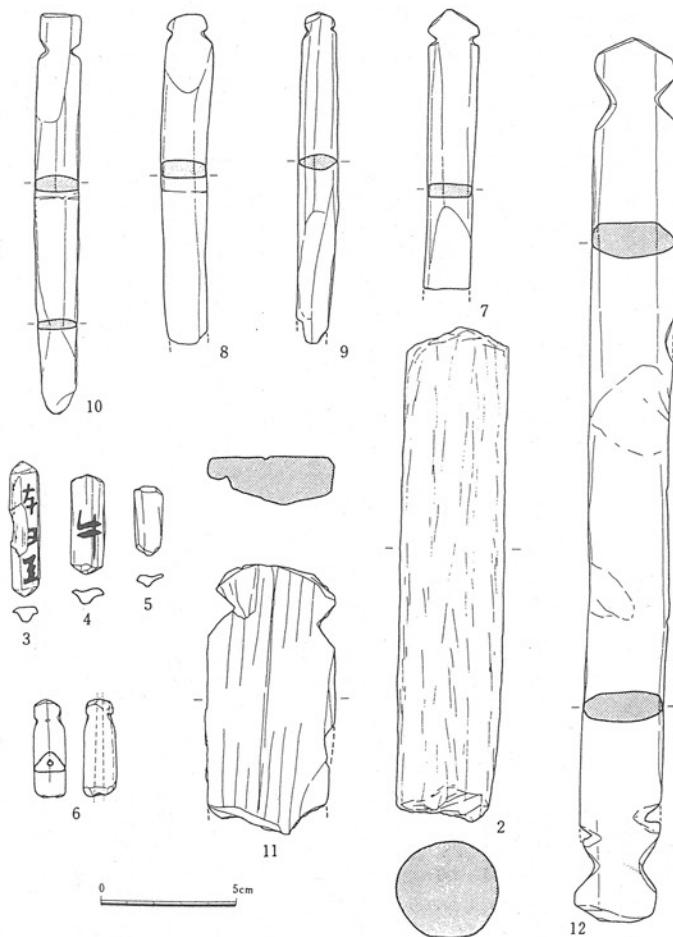


図11 二聖山城二次貯水池出土の木簡実測図
(『二聖山城〈三次発掘調査報告書〉』より)

表 二聖山城貯水池出土の木簡一覧

種類	遺物名称	固有番号	大きさ			形 状	備 考
			長さ	幅	厚さ		
木簡	木簡 1	P H B	15	1.3	0.9	一部欠失, 三等分	墨書(前掲図9)
	2	P N E	18.5		3.5(直径)	一部	墨書
	3	P I F-1	5.1	1.0	0.55	完形	タ
	4	P I F-2	3.8	1.2	0.45	タ	タ
	5	P I F-3	2.1	1.0	0.36	タ	
	6	P N T	3.5	1.2	0.8	タ	
	7	P L U-4	10.3	1.7	0.5	下半欠失	
	8	P L U-2	12.2	1.7	0.7	一部欠失	
	9	P L U-1	12.2	1.35	0.5	タ	
	10	P L U-3	14.8	1.6	0.6	完形, 二等分	
	11	E G A	9.7	4.6	2.9	一部欠失	
	12	G H I	33.4	3.3	1.4	完形, 五等分	

注 『二聖山城〈三次発掘調査報告書〉』より

合計二〇点の木簡が出土した。

まず三次調査で出土した二一点の木簡は、上下両端にV字形の切り込みの入ったもの（長さ三三・四cm）をはじめとして、上端部に切り込みの入った長さ一〇・一五cmの木簡が数点ある。それらの全ての形状は、図11のとおりである。

これらの中で、文字や墨痕が確認されているのは、六点である。特に興味深いのは、第三次調査で発見された、すりこぎのような円柱状のものであって、報告書では、ここに記されている文字の釈読を行っていないが、一見して文字とわかるものが何字か確認できる。

これらに加えて第四次調査において二次貯水池からさらに九点の木簡が出土し（図12）、二点には、三字ないし四字の墨痕が確認され、そのうち一点には下端部の両側にV字形の切り込みが入っている。また、五点の木簡（図13）は、短頸壺（口径一一・五cm、最大胴径一八cm、高さ一三・七cm）の中に入った状態で出土しており、この点にあらためて注目される。

3 戊辰年木簡の年代比定

二一点ある二聖山城出土木簡の中でも、二〇字以上の判読が可能である戊辰年木簡の検討を通して、木簡の解読と、二聖山城の性格を明らかにしてみたい。

すでに述べたように戊辰年木簡は、一次貯水池の底部から約一m程のところから新羅土器と共に出土している。このことは「戊辰

年」を特定する上で看過しえない重要な点がかりとなる。すなわち、一次貯水池は、後に本格的な二次貯水池が築造される以前の施設と推定されているので、この山城の初期の遺構ということになり、したがって、戊辰年木簡は、山城が築造されて間もない時期に用いられた遺物とみなせる。

さらに、注目されるのは、二次貯水池は勿論のこと一次貯水池からも、百濟や高句麗の遺物が全く発見されなかつた事実である。これによって二聖山城は、これまで漠然と立地や地名などから推定されてきたように、百濟の都城や軍事施設と考へるわけにはゆかなくなつた。つまり、二聖山城は、新羅によって築城された新羅の山城でなければならないのである。

二聖山城が新羅の築造した山城であるとなれば、新羅が高句麗や百濟の間を割つて入り、この地域に進出しその地を確保したのは、文献史料に従えば、五五二年以後となるので、木簡に記された「戊辰年」は、必然的にこれ以降とならざるをえない。

また、「戊辰年」の下限の設定についても、木簡の二行目に記された地方官としての「道使」が新羅に実在したのは統一期以前であるので、「戊辰年」の下限は六七〇年代となる。したがつて、五五二年から六七〇年代の間で「戊辰年」に該当するのは、六〇八年と六六八年をおいて他にない。

また二行目の「道使」のすぐあとに記された「村主」とは、新羅

韓国出土の木簡について

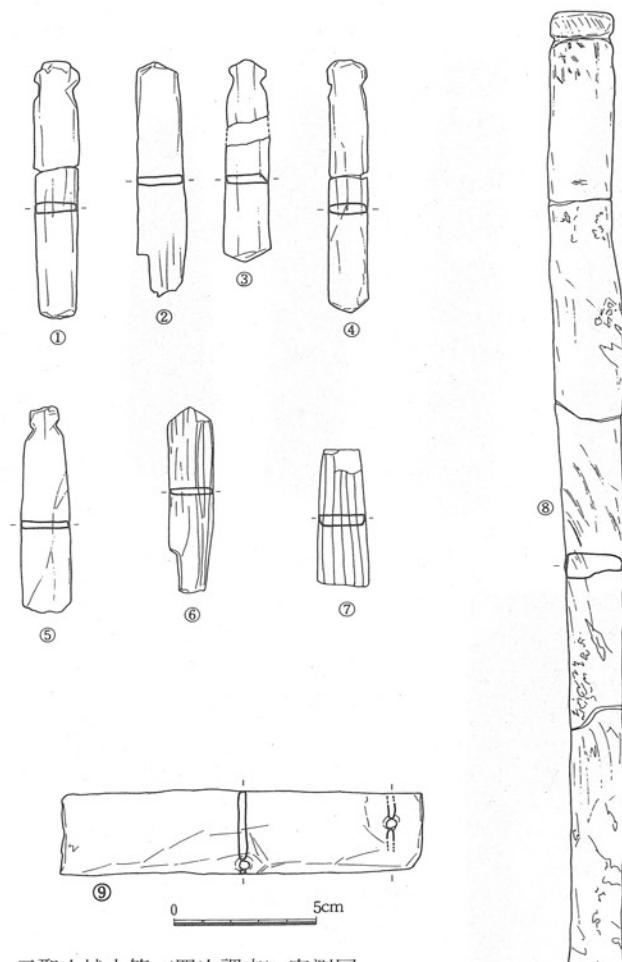
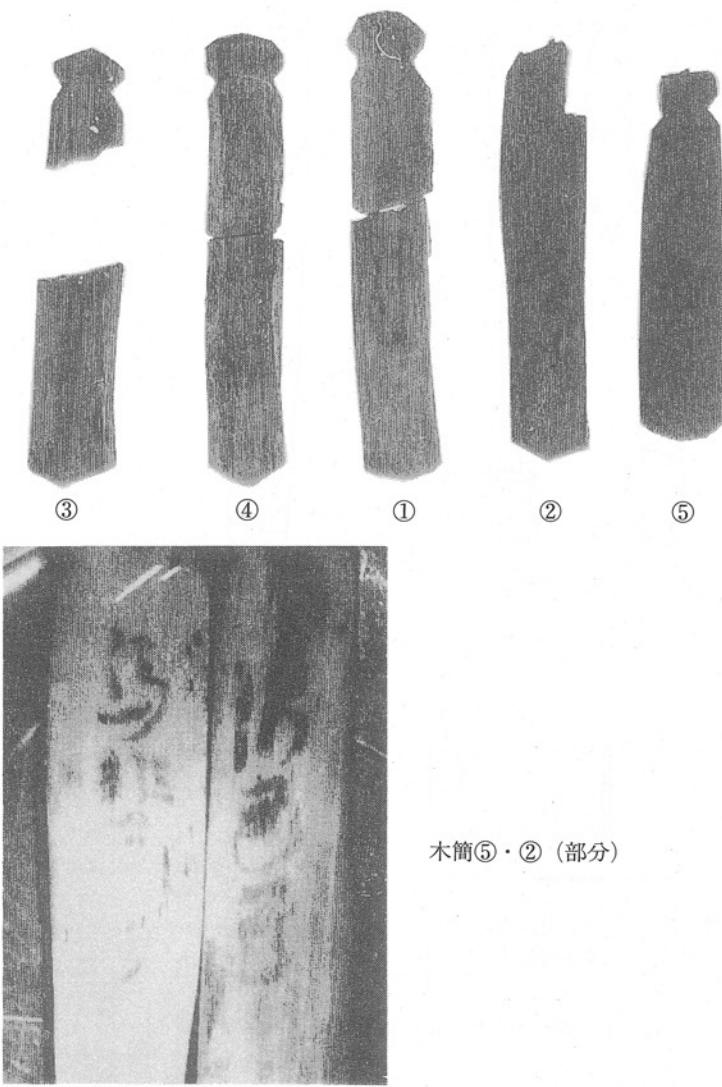


図12 二聖山城木簡〈四次調査〉実測図
(『二聖山城〈四次発掘調査報告書』より)

二聖山城二次貯水池出土の木簡（四次調査）一覧

出土地	大きさ			形状	備考
	長さ	幅	厚さ		
1 東南側底部泥土層	9.1	1.5	0.3	二等分 部分破損	短頸壺内
2 タ	8.2	1.6	0.3	一部欠失	墨書 タ
3 タ	6.3	1.5	0.3	一部欠失	タ
4 タ	8.8	1.4	0.3	二等分に破損	タ
5 タ	7.1	1.5	0.2		墨書 タ
6 南西側泥土層	6.5	1.6	0.3	一部欠失	
7 タ	4.8	1.7	0.4	一部欠失	
8 南西側底部	34.8	2.5	0.9	四部分に破損 下部欠失	
9 北堤U字形遺構	12.5	3.0	0.3	下部破損	3ヶ所に円形の孔

(『二聖山城〈四次発掘調査報告書』より作成)



木簡⑤・② (部分)

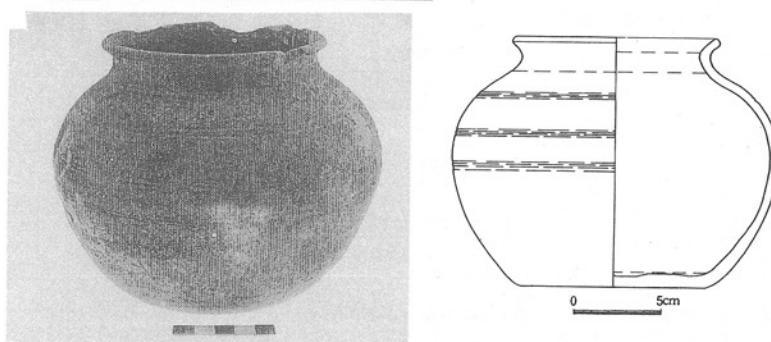


図13 二聖山城木簡 <第四次発掘調査>
(『二聖山城 <四次発掘調査報告書>』より)

が六世紀以降、地方へ政治支配を及ぼす過程で、在地首長に与えた職位であつて、すでにこの時代の金石文研究によつて明らかにされているように、中央から派遣された道使とともに、三国時代の新羅における地方統治の実務を担当する要の存在であつた。三国時代において、新羅は中央から道使を派遣し、在地の村主との協働によつて地方支配を行つてゐたのであり、こうした点からも木簡は統一期以前の動向を伝えているとみてまちがいない。

ところで、木簡には、そのような道使と村主が併記され、両者の活動に深く関わつた地名として、二箇所にわたつて「南漢城」という地名がみえている。「南漢城」とは、二聖山城の後方約5kmに位置する南漢山城のことと推定され、六世紀後半において、新羅はここに一大軍事拠点を置いていた。⁽³²⁾

『三国史記』にしたがえば、この拠点は、漢山停と称されており、新羅では「停」とは、軍營のことを指していた。⁽³³⁾ただし、停が単なる軍營ではないのは、それがしばしば「州」という最高行政単位と互換的にもちいられていた点にもみてとれる。要するにこの当時の新羅における地方支配の中心的拠点でもあつたのである。⁽³⁴⁾

すでに述べたように、二聖山城は半円状に流れる漢江を一望にしうるところに位置しており、こうした立地条件からすると、二聖山城は漢江以北に位置する高句麗の攻撃に備えた、漢山停の前進基地として重要な戦略的要地の役割をはたしていしたものと推定される。

4 戊辰年木簡の解釈

このような歴史的背景に基づきつつ、戊辰年木簡の解釈を試みなければならぬが、その前提として留意すべきは、「南漢城」のことを明記した木簡が、この隣接する軍事施設である二聖山城で発見されたという事実である。つまり、戊辰年木簡は二聖山城と5km離れた南漢城との間で用いられたとみられるのである。しかも、その発信地は当然のことながら南漢城となるべし。

そもそも、戊辰年木簡のような形態をした「觚」は、古代中国においては、檄書（軍書、軍の命令）が多く、簡便な効用を生かしたといわれている。⁽³⁵⁾こうした点は二聖山城と南漢城の位置関係からすると、きわめて自然に理解できよう。

そこで具体的に、戊辰年木簡の一行から二行目にかけて解説してみると、次のようになるであろう。

まず、「戊辰年正月十二日」は、格別の問題はない。それに続く、「朋」字であるが、普通この字は、「友」を意味するが、それでは前後の関係から意味をなさない。これはおそらく「明」と読むべきであると判断される。⁽³⁶⁾ というのも、木簡の冒頭は年月日がきており、中国の木簡などの例からすれば、ここにはさらに時刻を特定する語が続く可能性があるからである。

そこで、ここを「明」の異体字とみなすと、中国古代の時刻の名称に、「晨明」、「朏明」、「旦明」といった「明」字をともなう語句が

あり、それらは明け方の時刻を示しているので、木簡の冒頭は、「戊辰年の正月十二日の明け方に」と解釈できる。南漢城と二聖山城との距離が五km程度であれば、その日のいつ頃に発信されたかを明記する必要があつたにちがいない。

そうした日時の後に「南漢城道使」と続くことになる。すでに戊辰年木簡が南漢城と二聖山城との間で用いられていたとの見通しを示したが、そうすると、必然的に、「南漢城の道使」とは、この木簡の発信者とならざるをえない。

このようにみると、発信者に統いて宛先（受信者）が書かれたとみるのが穩当であろう。一行目の下部を欠失しているので、元来さらには何字があつたとみなければならないが、すぐ後に述べるように、二行目の「須城」あるいは「□須城」の道使・村主は、木簡の受信者、つまり宛名の部分であつたと推測される。⁽³⁷⁾

構文上、「前」字の位置については異論があるかもしれないが、新羅時代の金石文にはしばしばみられる、いわゆる誓記体で書かれたとみれば、全く問題はない。東野治之氏は、「前」についての同種の事例を検討した際に、非漢文的な構文の由来に言及し、それを単に「和風」に求めるのでなく、古代中国に起源し、「百濟など」を媒介にして受容された経緯を推測しているが、戊辰年木簡は、このような伝播の過程に位置づけられるであろう。

いうことになるが、今日までに確認できる「前」字のこうした用例で最古のものとしては、

「寺所報尚書戸部乙丑五月日牒前」（通度寺国長生石記）1085年）

〔訳〕（通度）寺が乙丑五月某日、尚書戸部に報告せる牒文宛
といった一一世紀の事例が知られている。⁽³⁸⁾

さらに、これに類する「前」の用例は、中国や日本ではかなり古くに遡ることがすでに明らかにされている。それによれば、藤原宮

木簡にみられる「某の前に申す」という形式の文体は、中国の六朝時代頃の文書形式の影響をうけているといふ。⁽³⁹⁾

要するに「戊辰年」木簡にみられる「前」字は、これらと軌を一にする用例である可能性が高く、そうであるとすると、一行目から二行目にかけては、「南漢城道使が（□）須城の道使と村主に宛てる」といった内容が記され、それ以下に具体的に伝達すべき内容が書かれていたと推定される。

以上のように、木簡の冒頭に、日時に統いて発信者、受信者が記されていると推測したが、そのような推論の根拠は、二行目の「村主」の次に書かれた「前」字であつて、これは現在の韓国における用字法にも、「誰それ宛」という意味があるからである。問題はこうした現代の用法が一体、歴史的にどの時代にまで遡れるのとかといふことになるが、今日までに確認できる「前」字のこうした用例

5 木簡の伝達内容と年代の特定

このように戊辰年木簡を解説すると、年月日、発信者、受信者の次には具体的な伝達すべき内容が記されていたことになるが、二行

目末から三行目にかけては、ほとんど釈読が不可能である。ただ、木簡を実見した際の印象からすると、報告書の釈文では不明としている箇所は、前に掲げた釈文のとおり、「南漢城」の後に、「城」と「火」の二字が読めそうに思われた。

そこで、今これに基づいて解釈を試みると、「城火」とは、まずもつて狼煙、烽燧のことが想起される。既述のごとく二聖山城は、当時の新羅の一大軍事拠点であった南漢城の前（北）方にあって、前進基地的な位置にあつた。木簡に狼煙のことが記されているとすれば、この木簡は、南漢城と二聖山城との間に緊密な交信がなされていた事実を物語ついているのではないだろうか。下端部が切断、逸失してしまつており、さらに三面目の釈文が全く不十分であるため、これ以上の解釈はあきらめざるをえないが、とりあえず、このよくな文脈で戊辰年木簡を考えてみたい。

さらに推測を加えれば、戊辰年木簡は、新羅がこの地方で軍事活動を開いていた事態の一端を伝えるとみられ、こうした二聖山城と南漢城との緊密な交信がなされた逼迫した状況こそが、「戊辰年」を六〇八年か六六八年かを決定する決め手になつてくるのではないかと思われる。

そうすると、六〇八年と六六八年のどちらに、そのような状況が諸史料に照らして妥当ということになろう。まず、六六八年とした場合、この年に唐軍が高句麗の王都・平壤に攻め込み、これによつ

て高句麗を滅ぼした事態が前提となる。新羅は唐の軍事行動に呼応して、国王をはじめ多くの群臣が慶州から出陣し（六月）、ソウル地方の漢山停で野営した（七月）後、北上して高句麗を攻撃している（『三国史記』新羅本紀）。したがつて、六六八年において、ソウル地方に軍事上の逼迫した状況がなかつたわけではないことになる。

しかしながら、この年は高句麗からの直接的な攻撃をうけるという状況ではなかつた。あくまでも唐の平壤攻撃に呼応して、高句麗を挾撃するために、新羅はこの地方に進軍したのであつた。言うまでもなく、こうした動向をもつて六六八年の可能性を否定するだけの積極的な根拠があるわけではない。

それに對して、六〇八年とした場合、この年の五年前である六〇三年に、高句麗が北漢山城を攻撃していることが注目される（『三国史記』新羅本紀）。しかも、それが単なる高句麗の新羅攻撃にとどまるものではなく、倭との緊密な連携のもとになされた軍事行動と推測されるのである。すなわち『日本書紀』には推古九年（六〇二）に、倭から高句麗へ使者が赴いたことが記され、その後も引き続き新羅征討が問題とされている。つまり、この当時の新羅にとつては、北部の高句麗を常に警戒しつつ、南の倭にも備えなければならないという厳しい状況があつたことを諸史料によつて確認できるのである。⁽⁴¹⁾

七世紀初頭の新羅を取りまく国際環境とともに留意すべきは、新

羅は六〇四年七月に、それまで利川（南漢山城より南方六・五km）に設置されていた南川停を南漢山城へ移し、これを漢山停としたという事実である。急変した情勢に対処すべく辺境の軍事的要衝を移動させているのである。

要するに、この頃のソウル地方には移動間もない漢山停を守るために、周辺の山城と緊密な連絡をとらざるをえない状況を、内外の情勢から想定できるのである。こうした事態にあって、倭の力をも得て勢いを増してきた高句麗との厳しい軍事的対立は、南漢城（漢山停）を防御する上で、二聖山城の重要性をいつそう高めたにちがいない。

六〇八年と六六八年のいずれにも決定的な根拠があるわけではないが、上述のような歴史的背景を重視して、「戊辰年」は、六〇八年の可能性が高いのではないかと思われる。

第三次報告書では、私見とは異なる根拠をもつて戊辰年を六〇八年に推定しているが、これに対し朱甫暎氏は、その根拠に疑問を呈し、六六八年の可能性を排除すべきでないことを強調している。⁽⁴²⁾ さらに、積極的に戊辰年を六六八年に比定すべきであるとの議論もある。⁽⁴³⁾ ここでは、それらの議論を取り上げる余裕がないが、先に述べた理由により、あらためて六〇八年説を強調しておきたい。

以上は、推測に推測を重ねた試論にすぎない。戊辰年木簡は勿論のこと、二聖山城木簡についての本格的な研究は、いまだになされ

ているとはいがたく、今後の検討にまたなければならない。しかし、いざれにしても、戊辰年木簡によって、六世紀後半より漢江下流域に展開された新羅の軍事活動の一端が解明されることだけは、まちがいないところである。

何よりも、一つの木簡の発見によって、この二聖山城が百濟の初期都城ではなく、新羅の軍事防衛上の施設であつたことが裏づけられ、そこでは新羅の地方支配機構に関する道使、村主が活動していたことなどが解明された意義は決して小さくないと思われる。

おわりに

これまで述べてきたように、一九七五年の最初の発見以来、韓国出土の木簡は約一二〇点にとどまる。韓国の木簡研究も緒についたばかりであり、その関心は必ずしも高いとは言えない。しかしながら、本稿でも重ねて指摘したように、これらの木簡は、在來の文献史料では知りえない、全く新たな諸事実に光を投げかけるものとして、その意義は計り知れないものがある。木簡が伝える同時代の豊かで生々しい情報は、関係史料の零細な朝鮮古代史研究の今後に、多くの成果をもたらすことになるにちがいない。

去る第一八回木簡学会における研究報告に対しても、日本出土の木簡との類似性について多くのご指摘をいただいた。実際に、木簡の

形態や書体に即して、古代朝鮮と古代日本の木簡との間の具体的な共通性について、さまざまな角度から議論がなされた。本稿でも言及したように、韓国出土の木簡は、日本出土の木簡のみならず、中國出土の木簡との関連性がみられるなど、両地域の木簡を媒介する性格があり、この点は軽視できない。当日の質疑の内容を十分に反映させることができなかつたが、残された未消化の問題について他日を期したい。

おそらくは日本における一九六〇年代以降の出土例を参照すれば、今後はまちがいなく韓国での木簡の出土は急増するものとみられる。のみならず膨大な蓄積のある日本列島出土の木簡との比較研究が進展すれば、すでに出土している木簡からも、これまで気づかれないかつた新たな事実が解明されるものと期待される。

本稿は、田中俊明氏とともにおこなつた第一八回木簡学会研究集会における報告に基づいている。すでに刊行されている拙稿と重複する部分が少なくないが、基礎的なデータを補正し、現時点での成果を加えて報告することにも意味があると考え、あえてこのようなかたちで発表することにした。

本稿をまとめに際して、現地における調査に快くご協力下さつた朴有盛（釜山市立博物館）・河仁秀・董真淑、金善泰（昌原文化財研究所）・李柱憲、申昌秀（慶州文化財研究所）・安在皓（東国大学校慶州キャンパス博物館）、李建上（慶州博物館）・孫明助の諸先生に感謝の

意を表したい。さらに、平川南氏には、懇篤なご教示を頂いた。新たな事実の解釈は、その多くを平川氏のご教示に負っている。また鈴木靖民、酒寄雅志、館野和己、田中俊明、平野卓治、犬飼隆、中山清隆の各氏からは、さまざまな史料の提供を頂いた。あらためて感謝の意を表する次第である。

註

- (1) 韓国文化財研究所・慶州古蹟発掘調査団「雁鴨池発掘調査報告書（本文編・図版編）」（文化財管理局、ソウル、一九七八年一二月）。
- (2) 東潮・田中俊明「韓国の古代遺跡 1」（新羅篇、中央公論社、一九八八年）。
- (3) 高敬姬「新羅月池出土在銘遺物に対する銘文研究」（東亜大学校大学院史学科、一九九三年碩士学位論文、釜山）。
- (4) 忠南大学校博物館「扶餘官司北里百濟遺蹟発掘報告 I」（忠南大学校博物館、大田市、一九八五年一二月）。
- (5) 趙由典ほか「月城亥字試掘調査報告書」（文化財研究所慶州古蹟発掘調査団、慶州、一九八五年九月）。
- (6) 趙由典ほか「月城亥字試掘調査報告書」（文化財研究所慶州古蹟発掘調査団、慶州、一九八五年九月）。
- (7) 趙由典・南時鎮「月城亥字調査報告書 I」（慶州古蹟発掘調査団、慶州、一九九〇年二月）。
- (8) 金昌鎬「新羅王京研究」「新羅文化祭学術発表会論文集」（一六、慶州、一九九五年）。
- (9) 金秉模・沈光注「聖山城（三次発掘報告書）」（漢陽大学校博物館、京畿道、一九九一年二月）。
- (10) 金秉模・金娥官「聖山城（四次発掘報告書）」（漢陽大学校博物館、

河南省、一九九二年四月)。

(11) 文化財管理局文化財研究所「文化財研究所二十年史」(ソウル、一九九五年)、昌原文化財研究所「年報」(一、昌原市、一九九六年二月)。

(12) 「特別展 遺物に刻まれた古代文字」(釜山広域市立博物館福泉分館、釜山、一九九七年一月)。

(13) 「椋」については、稻葉君山「秋椋」(大阪屋書店、京城、一九三六年一月)、鬼頭清明「日本の律令官制の成立と百済の官制」(弥永貞三先生還暦記念会編「日本古代の社会と経済」上、吉川弘文館、一九七八年五月)参照。

(14) 「現場説明会資料 皇南洞三七六遺跡」(東国大学校慶州キャンパス博物館、慶州、一九九四年五月二六日)。

(15) 崔孟植・金容民「扶余宮南池内部発掘調査概報—百済木簡出土の意義と成果」(韓国上古史学報)二〇、ソウル、一九九五年一月)。

(16) 韓国文化財研究所・慶州古蹟発掘調査団「雁鴨池発掘調査報告書(本文編・図版編)」(前掲書)。

(17) 韓炳三「雁鴨池」(韓国古代文化展)中日新聞社、一九八三年)。

(18) 李基東「雁鴨池から出土した新羅木簡について」(慶北史学)一、大邱、一九七九年、日本語訳「國學院雑誌」八三一六、一九八二年六月)。

(19) 高敬姬「新羅月池出土在銘遺物に対する銘文研究」(前掲)は、新たに左記の二点の木簡の釈読を加えると共に、三一点の木簡についても報告書とは異なる独自の釈文を掲載している。

「奉太子君」

〔甲辰年三月三日右□立成〕

李基東「雁鴨池から出土した新羅木簡について」(前掲誌)。

(21) 李基東「羅末麗初近侍機構と文翰機構の拡張」(「新羅骨品制社会と記す用例を確認することができた。『正倉院文書拾遺』(国立歴史民俗

花郎徒」一潮閣、ソウル、一九八〇年一一月)。

(22) 韓炳三「雁鴨池」(前掲書)、高敬姬「新羅月池出土在銘遺物に対する銘文研究」(前掲)。

(23) 鈴木靖民「正倉院佐波理加盤附屬文書の解説」(「古代对外関係史の研究」吉川弘文館、一九八五年一二月)。

(24) 報告書の釈文は「□公□□歳十三四十」となっているが、木簡を実見した際の観察によつてあらためた。

(25) 李基東「羅末麗初近侍機構と文翰機構の拡張」(前掲書)。

(26) 李成市「蔚珍鳳坪新羅碑の基礎的研究」(「史学雑誌」九八一六、一九八九年六月)、木村誠「朝鮮における古代国家形成」(田村晃一・鈴木靖民編「新版古代の日本」二、一九九二年五月)。

(27) 平川南氏のご教示による。なお検については、大庭脩「木簡」(学生社、一九七九年三月)二七一三〇頁参照。

(28) 平川南「古代における人名の表記—最新の木簡から発して」(「国史学」一六一、一九九六年一二月)。

(29) 「鑑」字については、犬飼隆「文字言語」の研究課題」(「神戸大学教育学部研究集録」八七、一九九一年一〇月)参照。

(30) 犬飼隆「文字言語」の研究課題」(前掲誌)。

(31) 金秉模・沈光注「三聖山城(三次発掘報告書)」(前掲書)。

(32) 李丙燾「(伝)北漢山州の置廢問題」(韓国古代史研究)学生社、一九八〇年一二月)。

(33) 末松保和「新羅幢停考」(「新羅史の諸問題」東洋文庫、一九五四年一月)。

(34) 李成市「新羅六停の再検討」(「朝鮮学報」九二、一九七九年七月)。

(35) 大庭脩「木簡学入門」(講談社、一九八四年八月)。

(36) 平川南氏のご教示によつて、正倉院文書のなかに「明」を「朋」と記す用例を確認することができた。『正倉院文書拾遺』(国立歴史民俗

(37) 博物館、一九九二年三月) 二二頁参照。

(38) 改めて指摘するまでもないが、戊辰年木簡が使用されて他の地域に移動していないとすれば、今日、二聖山城と呼ばれているこの城は、新羅時代には、須城あるいは□須城であつたことになる。

(39) 鮎貝房之進「雜攷 俗字攷・俗文攷・借字攷」(国書刊行会、一九七二年一月) 五七七・五七九頁。

(40) 東野治之「木簡に現れた『某の前に申す』という形式の文書について」(『日本古代木簡の研究』 塙書房、一九八三年三月)。

(41) 東野治之「木簡に現れた『某の前に申す』という形式の文書について」(前掲書)。

(42) この当時の東アジア情勢については、李成市「高句麗と日隋外交」(『思想』七九五、一九九〇年九月) 参照。

(43) 朱甫瞰「二聖山城出土の木簡と道使」(『慶北史学』一四、ソウル、一九九一年八月)。ただし、朱甫瞰氏もまた両者のいずれかをとるとすれば、六〇八年の可能性が高いことを指摘している。このほかに、李道学「二聖山城出土木簡の検討」(『韓国上古史学報』一二、ソウル、一九九三年一月) もまた六〇八年説をとる。

(44) 金昌鎬「二聖山城出土の木簡年代問題」(『韓国上古史学報』一二、ソウル、一九九二年八月)。